

空地・空家の火災予防対策・暴風対策は十分ですか？

■問い合わせ 石垣市消防本部 予防課 ☎82-0119



空地・空家は、所有者や管理者が火災予防に必要な対策をしないではいけません。

- 空地・空家は、放火や火遊び等で出火場所になる恐れがあります。
 - ・人が出入りできないよう施錠してください。
 - ・ダンボール、新聞紙等の燃えやすい物品を周囲に放置しないでください。
 - ・ガス、電気の確実な遮断、危険物品の除去等を行ってください。

- 次のような、火災の発生や延焼の恐れがあるものは撤去をお願いします。
 - ・ 枯れ草
 - ・ ダンボール箱等の紙製品
 - ・ 工作物の除去に伴って生じた可燃性の不要物、廃材等
 - ・ 木くず、紙くず、繊維くず等容易に着火する恐れのあるもの
 - ・ 廃プラスチック、ゴムくず等

- 暴風時に、飛散する恐れがあるものは事前に対策しましょう。
 - ・ 瓦、トタン等
 - ・ 木材、廃材等

